

税 理 士 法 人 和
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-1-9MG 大手前ビル 6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-16 明和ビル 4F

Tel 03-6257-3915 Fax 03-6257-3916

August, 2018

なごみ便り

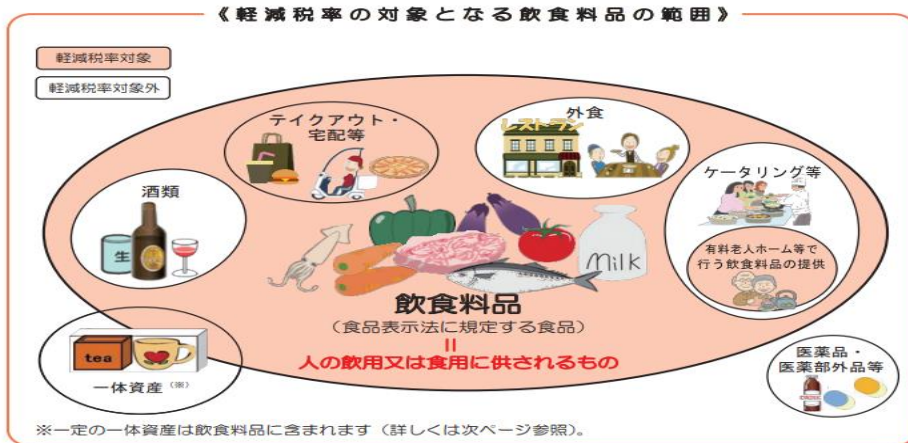
www.101dog.co.jp

連日の酷暑で寝苦しい日々が続いておりますが、皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。今回は2019年10月1日の消費税率引上げと同時に実施される軽減税率について取り上げます。

軽減税率とは

社会保障・税一体改革の下、消費税及び地方消費税の税率は2019年10月1日に、現行の8%から10%に引き上げられます。これと同時に「飲食料品」と「新聞」を対象に、消費税の負担が軽減されることとなります。この制度を軽減税率制度といいます。

「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）をいい、例えば、おもちや付きのお菓子のよう食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、または構成しているもの（「一体資産」）のうち一定の要件を満たすものも含まれます。なお一体資産とその一定の要件については下記に記載します。



出典：国税庁

軽減税率の適用対象となる一体資産とは

一体資産とは、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成しているもので、一体資産としての価格のみが表示されているものです。一体資産の譲渡（売却）は、原則として軽減税率の適用対象にはなりません。次の要件を満たす場合は、飲食料品として、軽減税率が適用されます。

A	一体資産の譲渡（売却）の対価の額（税抜価額）が1万円以下であること
B	一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

<軽減税率（8%）が適用される一体資産の具体例>

「一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した場合」とは、事業者の販売する商品や販売実態等に応じ、例えば、次の割合など、事業者が合理的に計算した割合であれば、これによって差し支えありません。

- ① 一体資産の譲渡（売却）に係る売価のうち、合理的に計算した食品の売価の占める割合
- ② 一体資産の譲渡（売却）に係る原価のうち、合理的に計算した食品の原価の占める割合

原価に占める割合による場合の計算例

紅茶とティーカップの一体資産

販売価格（税抜き）：1,000 円

仕入価格（税込み）：紅茶 450 円、ティーカップ 200 円

この場合は、上記②に示した計算方法によって計算し、その結果、食品に係る部分の割合が3分の2以上であるものに該当します。

紅茶（食品）の原価	一体資産の譲渡（売却）の原価	一体資産の譲渡の原価のうち食品の占める割合
450 円	650 円	69.2% ≥ 3分の2

したがって、この商品の販売は、

前項A：一体資産の譲渡（売却）の対価の額（税抜価格）が1万円以下（1,000 円）

前項B：食品に係る部分の割合が3分の2以上（69.2%）

であることから「飲食料品の譲渡」に該当し、**軽減税率の対象**となります。

消費税は所得に関係なく課税されるため、所得が少ない人ほど負担が増えることとなります。軽減税率の適用により、「飲食料品」の税金の負担が増えることはないため、普段スーパーなどで買い物をする人にとっては増税による影響が軽減されます。一方、外食店においてはテイクアウトできるファーストフードと店内で食べるファーストフードの取り扱いが異なる等、消費税 10%という線引きが難しくなりますが、その点においては、国税庁の Q&A に記載されているので、是非ご覧ください。

（国税庁 Q&A：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/02.htm>）

（文章担当：川尻・那須）

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は、次月のなごみ便りに掲載いたしますので是非挑戦してみてください！

Q. いえの中にいる鳥って何？

先月のQ. 「幸福」の探し方は？

先月の答え. 「辞書で調べる」です